

第4章 おわりに

1-1 研究会の総括

高度職業訓練専門課程及び応用課程に係る職業訓練基準の見直しを平成24年度より4カ年計画で開始して以来、今年度が最終年度であり、4年目として研究テーマ「分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究（高度職業訓練）－平成27年度繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－」に取り組んだ。

主な研究内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 公共及び認定職業能力開発施設において実施する各分野の訓練を、技能・技術の動向や職業能力開発ニーズに的確に対応した内容とするため、今日的視点から現行の職業訓練の基準や細目の内容を見直すための根拠の基礎となる研究を行う。
- (2) 今年度は、法に定められた「高度職業訓練の専門課程」を対象とし、各専門分野の訓練系・科ごとに、訓練基準の見直し検討及び提案を行う。
 - ①「別表第6・7」における基準の見直し検討（主要な訓練課程の仕上がり像、知識及び技能・技術の範囲、教科、訓練期間（時間）、設備等）
 - ②上記に係る詳細内容の見直し検討（教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目、教科編成指導要領等）
- (3) その他、当該分野の職業訓練の発展に寄与する観点から収集した情報等を適宜付加する。
- (4) 対象分野は、以下のスケジュールとし、概ね4年で全分野を実施した。ただし、急速な技術進歩や産業構造の変化が発生した場合は、優先順位を繰上げて見直すこととした。

平成24年度 機械分野（専門課程・応用課程）

平成25年度 電気・電子・情報分野（専門課程・応用課程）

平成26年度 建築分野（専門課程・応用課程）……デザイン含む

平成27年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野（専門課程）

研究会の設置及び運営方法そしてスケジュール等については、以下のとおりとして取り組んだ。

運営方法は、専門性及び運営実態にあわせ、委員構成の可能な専門分野については、委員構成し、各グループで実態調査並びに見直し案の検討及び全体討議をもって委員会を運営することとしたが、今回は、対象分野の特性からして8系10専攻科については、設置されていない専攻科、設置されていても休止中で実施していない専攻科、設置されていても実施施設が1校の専攻科などは委員構成が叶わず、その分野の専門家に協力支援を依頼し、アンケートあるいはヒアリング調査等により実態調査並びに見直し案の検討及び全体討議を行った。

委員構成は可能となった接客サービス技術系ホテルビジネス科及び物流システム系港湾流通科と物流情報科についてであるが、外部委員として1名（公共職業能力開発施設／産業

技術短大等)、内部委員4(職業大1名、職業能力開発大学校等3名)の計5名の国、県、による専門家の委員構成とした。

委員会の取り組みスケジュールについては、4月の研究準備、委員依頼等に始まり、5月、6月、7月、8月に委員会を開催し、6月と7月にはアンケート調査及びヒアリング調査等の実施とそのとりまとめを行い、9月中旬には、研究会の成果物として基準の見直し提案書として厚生労働省職業能力開発局に提出することができた。

なお、委員会の開催については、11月に第5回を予備として設定していたが、各委員の積極的な取り組みによって第5回の開催をする必要性は見あたらず、開催は中止とした。

12月から3月にかけて業務調整と報告書作成を行った。

本研究で得られた成果等であるが、厚生労働省において、職業訓練基準見直しに係る職業能力開発専門調査委員会等の改正案の基礎資料並びに労働政策審議会での説明資料として活用される。また、都道府県職業能力開発主管課等において、地方職業能力開発計画、再編整備計画、機器等整備計画等の策定基礎資料として活用される。さらに、公共及び認定職業能力開発施設において、カリキュラム見直し、訓練計画等の策定基礎資料として活用される。

研究成果に係る客観的評価であるが、研究成果については、厚生労働省職業能力開発局の「職業能力開発専門調査委員会」における改正案の基礎資料並びに労働政策審議会での説明資料として活用されることにより、客観評価を得られるものと思料する。

また、本研究が4年サイクルで継続されることから、再度同じ分野について研究を実施する際に、今般の結果を活用しながら施設へのアンケート調査、ヒアリング調査等が実施されることで、研究を重ねる都度、質とレベルは向上されていくものと考えられる。

1-2 訓練施設の状況

今年度の訓練基準の見直し分野については、第二章第一節1-2職業訓練基準の見直し分野について」で述べたところであるが、今年度の見直しの対象分野における系専攻科の設置数が稀少なことから、国、県、民間の職業能力開発施設を見た場合、設置のない専攻科から設置されていても3施設ぐらいの数で、よって、極めて規模的には小さいと言わざるを得ない。

しかしながら、これらの見直し対象となっている系専攻科を見た場合、歴史のある系専攻科であり、したがって、基準の見直しにおいて、おろそかに取り扱うことのないよう慎重に取り扱った。

現在は、設置のない系専攻科であっても、将来的に設置された場合、今回の当該研究により見直し提案を行ったことは、重要なことであったと考える。

また、日本の文化技能の伝承の点からしても、今般の見直し対象の系専攻科は付加価値の高いものであると考えてよいであろう。

1-3 見直しの経緯

「職業能力開発促進法」において定められる「職業訓練基準」は、職業訓練を公的に品質保証するための重要な基準として運用されてきており、その中で高度職業訓練についての基準の見直

しは、平成19年度専門課程「電子情報制御システム系電子情報技術科」、平成21年度応用課程「生産システム技術系生産電子情報システム技術科」、平成22年度専門課程「電気・電子システム系電気エネルギー制御科」を除いては、応用課程が設置された平成11年以来、今般の研究会がテーマとして取り上げるまでは、その見直しが行われて来なかった。

しかし、近年、社会や産業の激しい変化、科学・技術・技能の著しい進展等により、職業訓練や就業者をめぐる環境が大きく変化し、地域や産業ニーズに的確に対応した職業訓練を実施していくためには、産業動向や人材育成ニーズ、応募状況、訓練内容、修了後の評価等を総合的に検討しながら、教科目、設備、技能照査、その他の効果的な設定や見直しを不断に行っていく必要があると考える。

また、厚生労働省職業能力開発局が平成24年度から技術進歩の速い分野の高度職業訓練の訓練科を順次見直す方針（職業訓練基準の見直しの方針）を示したことから、高度職業訓練に係る職業訓練基準の見直しに必要な基礎資料を作成しなければならない重要な使命そして任務を有する研究であると考えます。

1-4 まとめ

今年度は、高度職業訓練専門課程に係る職業訓練基準の見直しとして平成24年度より4カ年計画で取り組んできている最終年度の4年目の研究テーマ「分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究（高度職業訓練）－平成27年度繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－」に取り組んだところである。

今般の取り組みにより、

- (1) 公共及び認定職業能力開発施設において実施する各繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の訓練を、技能・技術の動向や職業能力開発ニーズに的確に対応した内容とするため、今日的視点から現行の職業訓練の基準や細目の内容を見直すための根拠の基礎となる研究を行うことができた。
- (2) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程」を対象とし、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の訓練系・科ごとに職業訓練基準における教科の細目の見直し提案の作成ができた。
- (3) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程」を対象とし、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の訓練系・科ごとに職業訓練基準における設備の細目の見直し提案の作成ができた。
- (4) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程」を対象とし、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野の訓練系・科ごとに職業訓練基準における技能照査の基準の細目の見直し提案の作成ができた。
- (5) 別表6・7 科目名称変更についての意見のとりまとめができた。

1-5 謝辞

今年度の研究テーマである「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（専門課程）－平成27年度繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－」に対し、当

初掲げた研究目標がP D C Aサイクルの確実な取り組みによって達成できたことを感謝申し上げます。

これも厚生労働省職業能力開発局のご指導のお陰であり、また、各委員の派遣に快諾いただいた委員派遣元の施設長並びに関係者のご理解、ご支援、ご協力、さらには業務多忙にもかかわらず年4回の委員会、ヒアリング調査等に積極的に参加いただき、その保有する専門性を十分に活かし、発揮いただいた各委員のみなさまのご尽力をいただけたこと、ヒアリング調査等にご指導をいただいた専門家の方々、アンケート調査に対し積極的にご支援をいただいた職業能力開発施設の関係者の方々のご尽力、こうした数多くの方々のみなさまのご指導、ご理解、ご支援を賜ったことによるものと、心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野に係る高度職業訓練専門課程の対象系専攻科の教科細目の見直し提案、設備細目の見直し提案、技能照査の基準の細目の見直し提案を作成することができました。また、併せて将来を見据えた別表6 / 7の科目名称変更についての意見をとりまとめることもできました。

こうした当該研究会の成果物を厚生労働省職業能力開発局の職業能力開発専門調査委員会の資料として採用いただけること、そして、今般の当該研究テーマの対象分野である高度職業訓練専門課程の系専攻科の職業訓練の質保証に貢献できることに感謝申し上げます。

また、今般、当該研究テーマの取り組みに携わった数多くの方々のますますのご発展を祈念する。